

南極地域で登山をするためには

南極環境保護法に基づく手続きが必要です

環境省 環境保全対策課

南極大陸最高峰ビンソン・マシフ(4,897m)への登山など、南極大陸に上陸して登山を計画している方へお知らせです。

南極環境保護法(平成9年公布、平成11年完全施行)第5条第1項に基づき、南極地域(南緯60度以南)において、科学観測の他、登山、観光、冒険旅行など原則すべての活動を行う場合は、その活動について環境大臣へ申請して、南極地域に与える影響に係る基準を満たしている旨の「確認」を受ける必要があります。

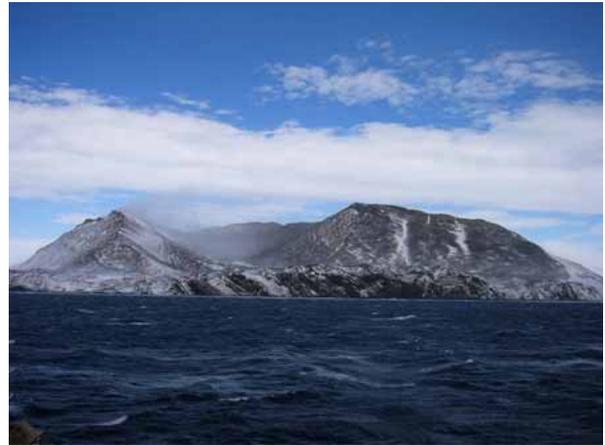
日本以外の環境保護に関する南極条約議定書締約国において「確認」を受けた活動に参加する人は、同条第3項に基づき、環境大臣への「届出」が必要となります。

南極地域での活動を行うためには、必ず「確認」又は「届出」のどちらかの手続きが必要となり、これらの手続きの遺漏等に係る罰則も定められておりますので、十分御留意ください。

【連絡先】

手続きを行っていない方は、
まず下記までご一報下さい。

環境省地球環境局環境保全対策課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-5521-8245 FAX：03-3581-3348
E-mail：antarctic@env.go.jp
担当：齋藤・前田



南極地域の山

【関係資料】

[南極地域の環境の保護ホームページ](#)

[南極環境保護法第5条第3項に基づく届出の様式](#)

南極環境保護法第5条第1項に基づく確認申請の様式については、antarctic@env.go.jpまでご請求下さい。

【関連法令】

[南極条約\(昭和34年採択、昭和36年発効\)](#)

締約国政府が南極地域(南緯60度以南)を平和的に利用することなどを協定したものです。

[環境保護に関する南極条約議定書\(平成3年採択、平成10年発効\)](#)

締約国政府が南極地域で自国民が行う活動に対して環境影響評価などを実施することを協定したものです。

[南極環境保護法\(平成9年公布、平成11年完全施行\)](#)

環境保護に関する南極条約議定書を我が国で実行するために、制定された法律です。